職業実践専門課程等の基本情報について

学校名		設	置認可年月	日	校長名			所在地		
四国医療専門	学校	昭和	和51年4月	1日	後藤 修司	(住所)	769-0205 香川県綾歌郡宇多澤	津町浜五番丁62-1		
設置者名			立認可年月		代表者名	(電話)	0877-41-2323	所在地		
						Ŧ	769-0205	別往地		
学校法人大麻	学園	平原	戊6年12月1	12日	大麻 正晴	(住所) (電話)	香川県綾歌郡宇多達 0877-41-2380	津町浜五番丁62-1		
分野		認定課程名	3	部	定学科名	専	門士認定年度	高度専門士認定	年度 職業実践	専門課程認定年度
医療	3	療専門課	程	柔道	整復学科2部	平月	19(2007)年度	-	令和	2(2020)年度
学科の目的	柔道整復的	師として専門	門的知識及	び技術を習得	書させるとともに、	医療従事者とし	ての態度、習慣を身に	付させ、社会に貢献で	きる人材を育成する。	
学科の特徴(取得 可能な資格、中退 率 等)					整復師を育成す		、トレーニング指導者(JATI-ATI)、機能訓練	指導員 中退率13.3	%)
修業年限	昼夜	全課程の		な総授業時 立数	数又は総	講義	演習	実習	実験	実技
3	夜間	※単位時間、 かに記入	、単位いずれ	2,760 ii		530 単位時間 80 単位	330 単位時間 11 単位	180 単位時間 4 単位	0 単位時間 0 単位	720 単位時間 18 単位
生徒総定員	生徒到	実員(A)	留学生	数(生徒実員の)		生割合(B/A)			V . =	
90 人	8	Д		0 ,	,	0 %				
	■卒業者		:		5	人				
		望者数(D			4	- Ļ	•			
	■就職者 ■地元就	致(E) 職者数(F)	:		2	<u> </u>				
	■就職率	(E/D)			100	%				
	■就職者	に占める地	元就職者0	D割合 (F/E)		04				
	■卒業者	に占める就	職者の割合	î (E/C)	50	%				
			70% D V/D1 D	. (2, 0)	80	%				
就職等の状況	■進学者				0	人				
	= くの他									
	(令和	6	年度卒業者	に関する令和	16年5月1日時月	点の情報)				
	■主な就	職先、業界	等							
	(令和5年度	卒業生)								
	施術所									
		== /== 14k BB /		+ = = /==						
			等から第三 下について任				無			
第三者による 学校評価	ハロック	(1/1/LIAN)	, .C >0. CII	. /C 10 4%				Francisco Control		
于仅計画		評価団体:			受審年	月:		価結果を掲載した ームページURL		
W=L-W-T-I =								70113		
当該学科の ホームページ	https://w	450 aa	.jp/course	/iudo/						
URL	inceps.//w	ww.+05.ac	.jp/ course,	/ Judo/						
	(Δ・単位	対時間による	5.質定)							
	(A . #E								₩ (± n+ 88	
		総授業時数							単位時間	
			うち企業等	いと連携した!	実験・実習・実技	せの授業時数 の			単位時間	
			うち企業等	等と連携した;	演習の授業時数				単位時間	
			うち必修技	受業時数					単位時間	
				うち企業等。	と連携した必修の)実験・実習・3	『技の授業時数		単位時間	
					と連携した必修の					
									単位時間	
企業等と連携した			(うち企業	€寺と連携し7	たインターンシッ	ソフの授業時数)			単位時間	
実習等の実施状況										
(A、Bいずれか に記入)	(B:単位	対しよる算	算定)							
1137 17		総授業時数	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·						113 単位	
			うち企業等	等と連携した?	実験・実習・実技	せの授業時数 しんしん			2 単位	
			-		演習の授業時数				0 単位	
			うち必修技						113 単位	
			ノつ処1家形		1 100 140 1 1 1 1 1		The course of the course			
					と連携した必修の				2 単位	
				うち企業等。	と連携した必修σ)演習の授業時数	t e		0 単位	
			(うち企業	美等と連携し7	たインターンシッ	プの授業時数)			1 単位	
	1									
		てその担当 門課程の修	当する教育領	等に従事した₹ 当該業務に従	た後、学校等にお 者であって、当記 事した期間とを追	亥専 (亩体ウ	校設置基準第41条第1項	第1号)	1人	
		② 学+4	D学位を有す	トス老生		(市校学	·校設置基準第41条第1項	(第2号)	2 人	
# 5										
教員の属性(専任		③ 高等学	学校教諭等級	全験者		(専修学	校設置基準第41条第1項	(第3号)	2 人	
教員について記 入)		④ 修士a	D学位又は専	厚門職学位		(専修学	校設置基準第41条第1項	(第4号)	2 人	
		⑤ その他	<u>t</u>			(専修学	校設置基準第41条第1項	[第5号)	0 人	
		計							7人	
		п							<i>'</i> 人	
		上記①~⑤	のうち、身		分野におけるおお	3むね5年以上の	D実務の経験を有し、か	つ、高度	7 .	
				る者を想定)(7 人	
					-					

- 1. 「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課 程の編成を行っていること。」関係
- (1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針
- ・社会情勢の変化に対応し、職業教育の水準の維持向上を図り、専攻分野の職業に必要な実践的かつ専門的な能力を有する人材を養成するため、教育課程の編成について企業等と定期的な打ち合わせ、意見交換等を行う。
- ・卒後における本校職業教育の有用性を把握し、最新の情報、企業等からの要望を効果的に取り入れ、実践的かつ専門的な教育課程の編成、授業内容、方法の改善や工夫を行う。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け

※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記

教育課程の編成、授業の内容や方法の改善、工夫等について、企業等との密接な連携を図り、より実践的な職業教育や質の確保に組織的に取り組むため、学校諮問機関として教育課程編成委員会を置く。委員会で決議された事項については本校に答申し、審議のうえ意思決定を行う。また、委員会での決議内容が教育課程の変更に係る場合には、設置者理事会において審議のうえ、意思決定を行う。

(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和6年4月1日現在

名 前	所 属	任期	種別
後藤 修司	四国医療専門学校 学校長	令和5年4月1日~令和7年3月 31日(2年)	<u>1至刀リ</u> 一
大麻 陽子	四国医療専門学校 副学校長	令和5年4月1日~令和7年3月 31日(2年)	_
山下久美子	四国医療専門学校 副学校長	令和5年4月1日~令和7年3月 31日(2年)	_
青木みゆき	四国医療専門学校 教務部長	令和5年4月1日~令和7年3月 31日(2年)	_
襖田 和敏	四国医療専門学校 鍼灸学科・鍼灸マッサー ジ学科 学科長	令和5年4月1日~令和7年3月 31日(2年)	_
山本 幸男	四国医療専門学校 柔道整復学科 学科長	令和5年4月1日~令和7年3月 31日(2年)	_
高橋 謙一	四国医療専門学校 理学療法学科 学科長	令和5年4月1日~令和7年3月 31日(2年)	_
松本嘉次郎	四国医療専門学校 作業療法学科 学科長	令和5年4月1日~令和7年3月 31日(2年)	_
入江 和子	四国医療専門学校 看護学科 教務主任	令和5年4月1日~令和7年3月 31日(2年)	_
六車 輝美	四国医療専門学校 看護学科 学科長	令和5年4月1日~令和7年3月 31日(2年)	_
宮武 功哲	一般社団法人香川県鍼灸マッサージ師会 会長	令和5年4月1日~令和7年3月 31日(2年)	1
大塚 安混	一般社団法人香川県鍼灸師会 理事	令和5年4月1日~令和7年3月 31日(2年)	1
髙橋 司	公益社団法人香川県柔道整復師会 会長	令和5年4月1日~令和7年3月 31日(2年)	1
田岡 知代	一般社団法人香川県理学療法士会 理事	令和5年4月1日~令和7年3月 31日(2年)	1
若林 佳樹	一般社団法人香川県作業療法士会 理事	令和5年4月1日~令和7年3月 31日(2年)	1
安藤 幸代	公益社団法人香川県看護協会 会長	令和5年4月1日~令和7年3月 31日(2年)	1
白井 直樹	ゆとり接骨院 院長	令和5年4月1日~令和7年3月 31日(2年)	3
天野 稔大	(株)EXPAND 徳島エリアマネージャー	令和5年4月1日~令和7年3月 31日(2年)	3
橋本 将吾	フレアス在宅マッサージ高松営業所 所長	令和5年4月1日~令和7年3月 31日(2年)	3
村本 剛史	わかくさ接骨院 院長	令和5年4月1日~令和7年3月 31日(2年)	3
大石 勝彦	普門堂鍼灸整骨院 院長	令和5年4月1日~令和7年3月 31日(2年)	3
森田 伸	香川大学医学部附属病院リハビリテーション 部 院内副技師長	令和5年4月1日~令和7年3月 31日(2年)	3
瀬間 義之	介護老人保健施設桃源苑 副施設長	令和5年4月1日~令和7年3月 31日(2年)	3
福屋 純子	香川労災病院 看護部長	令和5年4月1日~令和7年3月 31日(2年)	3
氏部 勢子	KKR高松病院 看護部長	令和5年4月1日~令和7年3月 31日(2年)	3

※委員の種別の欄には、企業等委員の場合には、委員の種別のうち以下の①~③のいずれに該当するか記載すること。 (当該学校の教職員が学校側の委員として参画する場合、種別の欄は「一」を記載してください。)

- ①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)
- ②学会や学術機関等の有識者
- ③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(年間の開催数及び開催時期)

年2回 (7月、3月)

(開催日時(実績))

第1回 令和5年7月2日 14:30~16:00 第2回 令和6年3月10日 10:00~11:30

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

※カリキュラムの改善案や今後の検討課題等を具体的に明記。

- ・本学科の令和5年度柔道整復師国家試験の合格率(66.7%)に対して、委員より出題傾向の分析等を実施し、合格率の向上が指示をされた。その結果、翌年度の合格率は95%と改善された。
- ・令和6年度に公益社団法人日本柔道整復師会が香川県で主催する四国学術大会香川大会が開催される。市民公開講座もあり、医師の講演もあり、医学の勉強や、卒後の柔道整復師の生涯学習の場を知る良い体験となるのではないかと意見が出され、学生の参加を検討することになった。

2. 「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習(以下「実習・演習等」という。)の授業を行っていること。」関係

(1)実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

近年、柔道整復師の職域は拡大しており、施術所勤務だけでなく介護施設やスポーツ施設に就職する卒業生、卒後生は増加傾向にある。職域拡大に対応した教育の機会が求められる。また急性外傷に対する知識、技能の習得には、外傷施術を見学できる機会が必要となる。柔道整復師学校養成施設指定規則の改正(平成29年3月31日文部科学省・厚生労働省令第2号)により、介護施設、スポーツ施設等での臨床実習が認められたことから介護、スポーツ分野の教育機会として、ならびに急性外傷処置の見学機会として、企業等と連携した外部臨床実習を実施している。外部臨床実習において直接指導を受け体験することにより、専門的かつ実践的な知識、技術を習得することができると考える。

(2)実習・演習等における企業等との連携内容

- ※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記
- ・臨床実習 I では、医療機関、介護施設、スポーツ現場で、医療従事者から指導、助言を受けて、柔道整復の職域の多様性を知ると共に、多職種連携を経験する。
- ・臨床実習 II では、全国柔道整復学校協会 臨床実習指導者講習会を受講した指導者の下で連続1週間程度の実習を実施し、その後、中間評価と最終評価を行ってもらい、実習の評価を受けている。

(3)具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

_ \		14日数に 200 では代表的な514日に 200 で記載。	
l	科 目 名	科目概要	連携企業等
	臨床実習 I	医療機関、介護施設、スポーツ現場等で経験豊富な、医師、介護職員、柔道整復師から指導、助言をうけ具体的、個別的に多職種連携を経験する。	・桃陵クリニック ・途中迎舎 ・香川県柔道連盟等
	臨床実習Ⅱ	実際の現場での学びを通じ、学習のみでは修得しない柔 道整復術のニーズを把握するとともに、柔道整復師のある べきすがたを考察すること	中・四国の各臨床実習登録施設 (柔道整復施術所)

3. 「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

(1)推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針

※研修等を教員に受講させることについて諸規程に定められていることを明記

所属長は職員に対する研修の必要性を把握し、研修計画を立て、その計画に基づき職員に研修を受ける機会を与えなければならない。そして、業務上必要な知識および技能を計画的に習得するため、職員は校内および校外における研修等を積極的に受講しなければならない。特に、教員については職員研修規程第9条第2号に定められているとおり、専門分野および担当業務に係る専門的知識および技能の習得については、業界団体等が開催する研修等を積極的に活用する。

(2)研修等の実績

①専攻分野における実務に関する研修等

研修名: 第32回日本柔道整復接骨医学会学術大会 連携企業等:日本柔道整復接骨医学会

期間: 令和5年12月2日(土)・3日(日) 対象: 柔道整復師

内容 柔道整復・接骨医学に関する研究発表、連絡、情報交換の為の学術大会であり、最新知識の取得する。

研修名: コンディショニングコーチ養成コース 連携企業等:株式会社R-BODY

期間: 令和5年3月26日~29日 対象: 柔道整復学科教員

内容 コンディショニングについての事項を学び、コンディショニング指導を実施する為の研修を受けた。

②指導力の修得・向上のための研修等

研修名: 全国柔道整復学校協会主催 第65回教員研修会 連携企業等:全国柔道整復学校協会

期間: 令和5年9月23日(祝)・24日(日) 対象: 柔道整復学科教員

内容 教員の資質、能力の向上と柔道整復教育の質の向上を目的とする。

(3)研修等の計画

①専攻分野における実務に関する研修等

研修名: 第33回日本柔道整復接骨医学会学術大会 連携企業等:日本柔道整復接骨医学会

期間: 令和6年11月30日・12月1日 対象: 柔道整復師

内容 柔道整復・接骨医学に関する研究発表、連絡、情報交換の為の学術大会であり、最新知識の取得する。

研修名: 第57回四国学術大会 香川大会 連携企業等:日本柔道整復師会

期間: 令和6年7月15日 対象: 柔道整復師

内容
四国地区の柔道整復師の研究成果発表の場であり、柔道整復師にとって地区の知識情報を学ぶための

集会。

②指導力の修得・向上のための研修等

研修名: 全国柔道整復学校協会主催 第66回教員研修会 連携企業等: 全国柔道整復学校協会

期間: 令和6年9月21日・22日 対象: 柔道整復学科教員

内容教員の資質、能力の向上と柔道整復教育の質の向上を目的とする。

4. 「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。 また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1)学校関係者評価の基本方針

教育活動その他学校運営の状況に係る自己評価に対して、客観的な評価者としての保護者、地域住民、その他学校関係 者に広く意見を求めることで、開かれた学校づくり、より良い学校づくりに取り組み、学校としての説明責任を果たすと共に、 教育の向上を図る。

(2)「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1)教育理念・目標	教育理念·目標、育成人材像
(2)学校運営	学校運営
(3)教育活動	教育活動
(4)学修成果	学修成果
(5)学生支援	学生支援
(6)教育環境	教育環境
(7)学生の受入れ募集	学生募集と受け入れ
(8)財務	財務
(9)法令等の遵守	法令等の遵守
(10)社会貢献・地域貢献	社会貢献
(11)国際交流	国際交流

^{※(10)}及び(11)については任意記載。

(3)学校関係者評価結果の活用状況

退学者の低減に対する御意見については、学校運営会議で対策を共有し、学科で取り組んでいる。当学科の退学率はR3年度:10.3%、R4年度:7.4%。R5年度:5.3%と近年退学率は低下傾向である。退学者の減少を目標に各種の対策を見直し修正した結果と考えられる。また、国家試験不合格者のフォアローについては、科目聴講制度、学内外の模擬試験、自習スペースの確保を行っている。登校できない卒業生については、国家試験対策の案内等について、情報の提供を行っている

(4)学校関係者評価委員会の全委員の名簿

名 前	所 属	任期	種別
谷川 俊博	宇多津町長	2023.4.1~2025.3.31(2年)	地域住民 代表
上杉 敬冶	香川県立丸亀城西高等学校 校長	2023.4.1~2025.3.31(2年)	高校関係 者
詫間 裕一	香川県立飯山高等学校 校長	2024.4.1~2025.3.31(1年)	高校関係 者 高校関係
水兼 博士	香川県立琴平高等学校 校長	2023.4.1~2025.3.31(2年)	高校関係 者
三谷 景子	看護学科 学生保護者	2023.4.1~2025.3.31(2年)	保護者
橋本 純	鍼灸学科 卒業生	2023.4.1~2025.3.31(2年)	卒業生
島 かおり	看護学科 卒業生	2023.4.1~2025.3.31(2年)	卒業生
宮武 功哲	一般社団法人香川県鍼灸マッサージ師会 会長	2023.4.1~2025.3.31(2年)	業界団体 役員
大塚 安混	一般社団法人香川県鍼灸師会 理事	2023.4.1~2025.3.31(2年)	業界団体 役員 業界団体
髙橋 司	公益社団法人香川県柔道整復師会 会長	2023.4.1~2025.3.31(2年)	役員
田岡 知代	一般社団法人香川県理学療法士会 理事	2023.4.1~2025.3.31(2年)	業界団体 役員
若林 佳樹	一般社団法人香川県作業療法士会 理事	2023.4.1~2025.3.31(2年)	業界団体 役員
富山 清江	公益社団法人香川県看護協会 会長	2024.4.1~2025.3.31(1年)	業界団体 役員

))

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。 (例)企業等委員、PTA、卒業生等

(5)学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

(ホームページ · 広報誌等の刊行物 · その他(

URL: URL:http://www.459.ac.jp/

公表時期: 令和6年7月末日

5.「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1)企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

学校教育法に基づき、本校の教育活動及び学校運営の状況に関する情報を、積極的に提供することにより、保護者、地域住民、学校関係者等の理解を深め、それらの者と連携・協力していくと共に、専修学校の社会的理解・認識を促進する。

(2)「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1)学校の概要、目標及び計画	基本理念、沿革、施設図
(2)各学科等の教育	教育方針、取得を目指す資格、カリキュラム、資格取得状況、就職状況、キャンパスカレンダー
(3)教職員	教職員数、氏名、担当学科
(4)キャリア教育・実践的職業教育	資格取得状況、国家試験合格者の就職状況
(5)様々な教育活動・教育環境	校内施設図、各実習教室及び施設の紹介、行事紹介
(6)学生の生活支援	学生寮案内
(7)学生納付金・修学支援	授業料等各種費用、各種減免、減額制度案内、奨学金・各種貸付制度・提携教育ローン案内
(8)学校の財務	貸借対照表、資金収支計算書、事業活動収支計算書
(9)学校評価	自己評価、学校関係者評価
(10)国際連携の状況	姉妹校(AIMC鍼・統合医療専門職大学院バークレー校)の紹介
	附属鍼灸治療院・接骨院の紹介

))

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)情報提供方法

ホームページ・ 広報誌等の刊行物 ・ その他(

URL: URL:http://www.459.ac.jp/

公表時期: 令和6年7月末日

授業科目等の概要

	([医療	専門	課程 柔道整復	夏学科2部)											
		分類	į						授	業プ		場	所	教	員	
	必修	選択必修	自由選択	授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期		単位数		演習	実験・実習・実技		校外			企業等との連携
1	0			健康科学 I	保健体育教員及び柔道整復師の見地から、 健康科学の基礎を通じ、障がい者運動に必要なスポーツ健康科学について教授し、スポーツ健康科学を中心とした障がい者運動の幅広い知識と教養及びそれらの活用能力を身に着ける。	 1 前	30	2	0		1.X	0		0		
2	0			健康科学Ⅱ	栄養学の専門家の見地から栄養素の機能や 代謝、栄養所要量などについて教授し、教 養に富んだ柔道整復師を育成する。	1 後	30	2	0			0			0	
3	0			健康科学皿	健康的な生活習慣の重要性に対する関心と 理解について自身の生活を振り返るととも に、社会との関連性を再認識し、教養に富 んだ柔道整復師を育成する。		30	2	0			0			0	
4	0			健康科学IV	人間のこころとからだが密接不可分であるとする心身一如(心身相関)の考え方について、その哲学、宗教的、科学的な背景を学習するとともに、心身一如を支える科学的メカニズムを学び、人間の健康の実現に応用する視点を修得することを教授し、教養に富んだ柔道整復師を育成する。	1 後	30	2	0			0			0	
5	0			人文科学 I	気分と感情に関する専門家の見地から感情のコントロール・コミュニケーション・接 遇やマナーのに関して教授し、教養に富ん だ柔道整復師を育成する。	1	30	2	0			0			0	
6	0			人文科学Ⅱ	色彩に関する専門家の見地から人に与える 影響を教授し、教養に富んだ柔道整復師を 育成する。		30	2	0			0			0	

7	0	コミュニケー ション論	具体的事例を通して、コミュニケーションの実践につながる理論と、医療・福祉の現場における患者対応や指導、職場の人間関係、職種間の連携構築に必要となる人間理解を深めるテクニッして、ミューション方法の学習を通して、医療従事者は終わる。	1 前	30	2	0		0	0	
8	0	人体の構造と 機能 I	礎力を修得する。 基礎医学教育の専門家より人体の構造と機能について教授し、人体を構成する細胞、組織、器官の機能とそれらを関連させ肉眼的解剖学的並びに組織学的に学習する。	1	60	3	0		0	0	
9	0	人体の構造と 機能Ⅱ	基礎医学教育の専門家より人体の構造と機能について教授し、消化器、呼吸器、神経系、循環器系、感覚器系、泌尿器、生殖器、内分泌、体表解剖について理解する。	1	60	3	0		0	0	
10	0	人体の構造と 機能皿	基礎医学教育の専門家より人体の構造と機能について教授し、生理学の総論、基礎を学び、正常な人体の血液、循環、呼吸、消化等の生理機能を理解する。	1	60	3	0		0	0	
11	0	人体の構造と 機能Ⅳ	基礎医学教育の専門家より人体の構造と機能について教授し、正常な人体の内分泌、生殖、骨・筋、神経系、感覚器の生理機能を理解する。	1	60	3	0		0	0	
12	0	運動学	基礎医学教育の専門家より運動学について教授し、人の運動に関わる身体の機能と構造についての基本知識と骨・関節・筋の構造と機能を理解し、運動分析・評価に関連づけられる能力を身に付ける。	3 经	30	2	0		0	0	
13	0	高齢者の生理 学的特徴・変 化		2	15	1	0		0	0	
14	0	競技者の生理 学的特徴・変 化	基礎医学教育の専門家より競技者の生理学的特徴・変化について教授し、スポーツ競技者への施術や指導に際し、常に生理学的根拠に基づく判断ができる知識及び能力を身に付ける。	2	15	1	0		0	0	

								 •				_
15	0	病理学概論	基礎医学教育の専門家より病理学の概論を 教授し、様々な疾患が如何なる原因で生じ るのか、またその病態はどのようなもので あるのかを学習する。	2	60	4	0		0		0	
16	0	一般臨床医学	病院で臨床医学の実務に携わる医師より、 各疾患の成り立ちと、病態、症状や治療に 関する医学的知識を教授する。	2 前	30	2	0		0		0	
17	0	外科学概論	病院で外科医学の実務経験のある医師より 外科学の概論を教授し、各臓器の解剖・生 理を基礎として、各部位の疾患の症状、検 査法、合併症、治療法の概略を理解する。	2	30	2	0		0		0	
18	0	整形外科学	病院で整形外科医学の実務経験のある医師より整形外科の概論を教授し、部位別(頭部・体幹・上肢・下肢)の整形外科疾患の症状、検査法、治療法を学び、理解する。	2	30	2	0		0		0	
19	0	リハビリテー ション医学	病院等でリハビリテーション医学の実務に携わった経験のある理学療法士により、リハビリテーション医学を教授し、リハビリテーション医学の基本的知識を身につけ、障害学、治療学、リハビリテーション的な評価と診断について学習する。	2 通	60	4	0		0		0	
20	0	柔道整復術の 適応	病院で実務経験のある医師より診察学(バイタルサインや各種検査法など)に関する概要を教授し、柔道整復師が具有すべき適・不適の判断や鑑別能力を身に付ける。	2	30	2	0		0		0	
21	0	衛生学・公衆 衛生学	基礎医学教育の専門家より衛生学・公衆衛生学を教授し、衛生学を社会医学の科学として理解させ、病気の予防、健康保持増進についての基礎能力を養う。	1	60	2	0		0		0	
22	0	関係法規	柔道整復施術所(接骨院)において実務経験のある柔道整復師の見地から柔道整復師 法ならびに医療法、社会福祉関係法規、社会保険関係法規について教授する。	3	30	2	0		0	0		
23	0	柔道Ⅰ	柔道整復施術所(接骨院)において実務経験のある柔道整復師の見地から柔道実技ついて教授し、人格の形成、心身の鍛練を目的とし、人としての振舞いの基本、礼儀作法の習得を目標とする。	1	60	2		0	0	0		

		 •								r		
24	0	柔道Ⅱ	全柔連公認指導者A指導員として実務経験のある柔道指導者の見地から柔道の基本および投の形について教授し、受身、投技、担込技および投の形を理解し、実践することが出来る。	2	60	2			0	0	0	
25	0	柔道皿	全柔連公認指導者A指導員として実務経験のある柔道指導者の見地から柔道の基本および投の形について教授し、認定実技審査で求められる水準で礼法、受身、投の形及び乱取りを実演できる能力を身に付ける。	3	60	2			0	0	0	
26	0	職業倫理	柔道整復施術所(接骨院)において実務経験のある柔道整復師の見地から職業倫理について教授し、医療従事者として倫理観を養う。	3	15	1	0			0	0	
27	0	社会保障制度	柔道整復施術所(接骨院)において実務経験のある柔道整復師の見地から、社会保障制度について教授し、柔道整復師に関わる社会保険制度を中心にその役割と特徴を学習する。	3	15	1	0			0	0	
28	0	基礎柔道整復学Ⅰ	柔道整復施術所(接骨院)において実務経験のある柔道整復師の見地から柔道整復学総論について教授し、柔道整復師に必要な骨折、軟部組織損傷(靭帯損傷)の概説について理解する。	1	30	1	0			0	0	
29	0	基礎柔道整復 学 Ⅱ	柔道整復施術所(接骨院)において実務絡験のある柔道整復師の見地から柔道整復学総論について教授し、柔道整復師に必要な脱臼、軟部組織損傷(筋、腱損傷)の概説、各外傷の治療法について理解する。	1	30	1	0			0	0	
30	0	外傷保存療法 の経過及び治 癒の判定		3	30	1	0			0	0	
31	0	基礎柔道整復 学演習 I	柔道整復施術所(接骨院)において実務経験のある柔道整復師の見地から基礎柔道整復 I・Ⅱで学んだ知識の定着と応用力を促すための演習授業を行い、柔道整復師の業務範囲に含まれる外傷について理解する。	1	30	1		0		0	0	

		 •							1		 		
32	0	基礎柔道整復 学演習Ⅱ	柔道整復施術所(接骨院)において実務経験のある柔道整復師の見地から基礎柔道整復I・IIで学んだ知識の定着と応用力を促すための演習授業を行い、柔道整復術の適応・不適応の鑑別に必要な知識として臨床形態学を学習する。	1 通	60	2		0		0	0		
33	0	基礎柔道整復 学演習Ⅲ	柔道整復施術所(接骨院)において実務経験のある柔道整復師の見地から基礎柔道整復 I・Ⅱで学んだ知識の定着と応用力を促すための演習授業を行い、臨床上必要な運動器に関する知識の定着を図る。	1 温	60	2		0		0	0		
34	0	基礎柔道整復 学演習Ⅳ	病院で実務経験のある医師より内科学的な 症候・疾患に関する知識を教授し、医療機 関・接骨院で遭遇する疾患や症候との関連 について理解を深め身につける。	2	60	2		0		0		0	
35	0	基礎柔道整復 学演習V	病院で実務経験のある医師よ外科的、整形外科的な症候・疾患に関する知識を教授し、医療機関・接骨院で遭遇するさまざま外傷・疾患について理解を深め身につける。	2 ※	60	2		0		0		0	
36	0	基礎柔道整復 学演習Ⅵ	柔道整復施術所(接骨院)において実務経験のある柔道整復師より種々の外傷の症候・疾患に関する知識を教授し、それらの関連性について学習する。	2	60	2		0		0	0		
37	0	応用柔道整復 学 I	柔道整復施術所(接骨院)において実務経験のある柔道整復師の見地から頭部・体幹の骨折、脱臼、軟部組織損傷について教授し、それらの発生機序・症状・治療法・合併症・予後などを理解する。	1	30	1	0			0	0		
38	0	応用柔道整復 学Ⅱ	柔道整復施術所(接骨院)において実務経験のある柔道整復師の見地から上肢骨折について教授し、それらの発生機序・症状・治療法・合併症・予後などを理解する。		30	1	0			0	0		
39	0	応用柔道整復 学Ⅲ	柔道整復施術所(接骨院)において実務経験のある柔道整復師の見地から上肢骨折について教授し、それらの発生機序・症状・治療法・合併症・予後などを理解する。		30	1	0			0	0		

_										 	
40	0	応用柔道整復 学Ⅳ	柔道整復施術所(接骨院)において実務経験のある柔道整復師の見地から上肢脱臼について教授する。		30	1	0		0	0	
41	0	応用柔道整復 学 V	柔道整復施術所(接骨院)において実務経験のある柔道整復師の見地から上肢軟部組織損傷について教授し、それらの発生機序・症状・治療法・合併症・予後などを理解する。	2 经	30	1	0		0	0	
42	0	応用柔道整復 学VI	柔道整復施術所(接骨院)において実務経験のある柔道整復師の見地から下肢の骨折、脱臼について教授し、それらの発生機序・症状・治療法・合併症・予後などを理解する。	2	30	1	0		0	0	
43	0	応用柔道整復 学 Ⅷ	柔道整復施術所(接骨院)において実務経験のある柔道整復師の見地から下肢の骨折、脱臼について教授し、それらの発生機序・症状・治療法・合併症・予後などを理解する。	2 经	30	1	0		0	0	
44	0	応用柔道整復 学때	柔道整復施術所(接骨院)において実務経験のある柔道整復師の見地から下肢の脱臼、軟部組織損傷について教授し、それらの発生機序・症状・治療法・合併症・予後などを理解する。	3	30	1	0		0	0	
45	0	臨床柔道整復 学 I	柔道整復施術所(接骨院)において実務経験のある柔道整復師の見地から臨床柔道整復学を教授し、基礎・応用柔道整復学で学んだ内容を発展させ、外傷学総論分野での最終学年で身に付けるべき知識を学習する。	3 通	90	3	0		0	0	
46	0	臨床柔道整復 学Ⅱ	柔道整復施術所(接骨院)において実務経験のある柔道整復師の見地から臨床柔道整復学を教授し、基礎・応用柔道整復学で学んだ内容を発展させ、外傷に対する評価、治療法、指導管理分野での最終学年で身に付けるべき知識を学習する。	3 通	90	3	0		0	0	
47	0	臨床柔道整復 学Ⅲ	柔道整復施術所(接骨院)において実務経験のある柔道整復師の見地から臨床柔道整復学を教授し、基礎・応用柔道整復学で学んだ内容を発展させ、身体各部位の骨折、脱臼、軟部組織損傷の総合的な知識を身に付ける。	3 通	90	3	0		0	0	

		 -									
48	0	物理療法機器 等の取扱い	柔道整復施術所(接骨院)において実務経験のある柔道整復師の見地から物理療法機器等の取扱いについて教授し、各種物理療法の特徴を理解して後療法に活かす能力を養う。	3 前	30	1	0		0	0	
49	0	柔道整復術適 応の臨床的判 定	柔道整復施術所(接骨院)において実務経験のある柔道整復師の見地から柔道整復術適応の臨床的判定について教授し、柔道整復師の業務範囲である外傷に対する施術の適応であるか否かの臨床的判定能力及び、医用画像の理解力を養う。		30	1	0		0	0	
50	0	基礎柔道整復 実技 I	柔道整復施術所(接骨院)において実務経験のある柔道整復師の見地から基本包帯法を教授し、柔道整復師に必要な基本包帯法の知識と技能を習得する。		30	1		0	0	0	
51	0	基礎柔道整復 実技Ⅱ	柔道整復施術所(接骨院)において実務経験のある柔道整復師の見地から手技療法実技を教授し、柔道整復師に必要な手技療法を修得とともに、手技療法を通じ柔道整復師に必要な触診技術を身に付ける。	1 前	30	1		0	0	0	
52	0	基礎柔道整復 実技皿	柔道整復施術所(接骨院)において実務経験のある柔道整復師の見地から下肢の基本包帯を教授し、巻軸包帯を使って下肢の各部を固定する技術を身に付ける。		30	1		0	0	0	
53	0	基礎柔道整復 実技Ⅳ	柔道整復施術所(接骨院)において実務経験のある柔道整復師の見地から手技療法技術、触診技術を教授し、基礎柔道整復学Ⅱで学習した基本手技、触診手技を基に基本的な施術能力を身に付ける。	1 後	30	1		0	0	0	
54	0	応用柔道整復 実技 I	柔道整復施術所(接骨院)において実務経験のある柔道整復師の見地からテーピング 固定の実技について教授し、柔道整復業務 におけるテーピング知識、テーピング技術 を習得する。	2 前	30	1		0	0	0	
55	0	応用柔道整復 実技Ⅱ	柔道整復施術所(接骨院)において実務経験のある柔道整復師の見地から整復実技について教授し、鎖骨及び上肢の骨折整復法の知識、整復法、整復手順について学習し骨折整復技術を身に付ける。	2 前	30	1		0	0	0	

56	0	応用柔道整復 実技皿	柔道整復施術所(接骨院)において実務経験のある柔道整復師の見地から固定具を用いた固定実技について教授し、鎖骨及び上肢の骨折固定法の知識、固定法、固定手順について学習し固定技術を身に付ける。	30	1	0	0	0		
57	0	応用柔道整復 実技Ⅳ	柔道整復施術所(接骨院)において実務経験のある柔道整復師の見地から整復実技について教授し、上肢帯及び上肢の脱臼整復法の知識、整復法、整復手順について学習し脱臼整復技術を身に付ける。	30	1	0	0	0		
58	0	臨床柔道整復 実技 I	柔道整復施術所(接骨院)において実務経験のある柔道整復師の見地からより高度な内容の柔道整復技術を教授し、認定実技審 3 査で求められる水準で骨折・脱臼の整復法、軟部組織損傷の検査法を理解し的確に実践できる実技能力を身に付ける。	90	3	0	0	0		
59	0	臨床柔道整復 実技Ⅱ	柔道整復施術所(接骨院)において実務経験のある柔道整復師の見地からより高度な内容の柔道整復技術を教授し、認定実技審査で求められる水準で骨折・脱臼・軟部組織損傷対する固定法を理解し、固定具を用いて的確に実践できる外傷固定の技術を身に付ける。	90	3	0	0	0		
60	0	臨床柔道整復 実技Ⅲ	柔道整復施術所(接骨院)において実務経験のある柔道整復師の見地からより高度な内容の柔道整復技術を教授し、基礎・応用柔道整復実技で学んだ内容を発展させ、各3身体部位の外傷に対する骨折及び脱臼整復法、軟部組織損傷の検査法、外傷に対する固定技術において最終学年で身に付けるべき技術を習得する。	30	1	0	0	0		
61	0	高齢者の外傷 予防技術	柔道整復施術所(接骨院)において実務経験のある柔道整復師の見地から高齢者の外傷予防技術について教授し、高齢者特有の3体の構造や機能の変化を理解し、高齢者に対する施術に必要な知識、技能を習得する。	30	1	0	0	0		
62	0	競技者の外傷 予防技術	柔道整復施術所(接骨院)において実務経験のある柔道整復師の見地から競技者の外傷予防技術について教授し、競技者特有の3体の構造や機能の変化を理解し、競技者に対する施術に必要な知識、技能を習得する。	30	1	0	0		0	

63	0			臨床実習前施 術試験等	柔道整復施術所(接骨院)において実務総験のある柔道整復師の見地から、安心で安全な柔道整復臨床実習を行うために必要な知識・技能・態度習慣を教授する。評価には施術所(接骨院)において実務歴のある柔道整復師らによって評価する。	· 2 · 後	30	1	0	0		0		
64	0			臨床実習 I	柔道整復師を目指す者の初年次教育という位置づけで、柔道整復師が備えるべき知識・技能を習得する。救護、介護、スポーツ現場での外部実習を通じ、多様化する柔道整復師のキャリア教育を促す。	1	45	1	0	0	0	0		0
65	0			臨床実習Ⅱ	学外の柔道整復施術所において、臨床実習 指導者の指導、管理の下に臨床現場の見 学・体験実習を行なう。		45	1	0	0		0		0
66	0			臨床実習Ⅲ	柔道整復施術所(接骨院)において実務総験のある柔道整復師の指導、管理下において附属接骨院で見学実習を実施する。より実践的に臨床現場を体験する機会を設け、臨床的な知識と技術の向上を図る。	۷ ر	45	1	0	0		0		
67	0			臨床実習IV	柔道整復施術所(接骨院)において実務総験のある柔道整復師の指導、管理下において附属接骨院で見学実習を実施する。より実践的に臨床現場を体験する機会を設け、臨床的な知識と技術の向上を図る。	١١	45	1	0	0		0		
		•	合	計	6	7 禾	目		11;	】 単	立(単位	時間	引)

	卒業要件及び履修方法	授業期間等				
卒業要件:	本学科で履修しなければならない単位をすべて取得し、出席状況、授 業態度等を総合的に判断し、学科会議、学校運営会議及び教員会議を 経て学校長が認定する。	1 学年の学期区分	2 期			
履修方法:	講義・演習は3分の2以上、実技・実習は5分の4以上、臨床実習はすべて時間の出席を必要とし、当該学年で履修すべき科目全ての単位を修得する。	1 学期の授業期間	15 週			

(留意事項)

- 1 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合 については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。
- 2 企業等との連携については、実施要項の3(3)の要件に該当する授業科目について〇を付すこと。